

旧表記 (2025年12月1日改定版：v3.9)	新表記 (2026年4月1日改定版：v3.10)	内容
<p>第5条 (入会)</p> <p>～</p> <p>3. 当社は、入会申込者が以下の各号いずれかに該当する場合は、その者の入会を承認しないことがあります。</p> <p>(1) カーシェアリング車両の運転に必要な運転免許証を有していないとき。</p> <p>(2) 入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記入漏れがあったとき。</p> <p>(3) 入会申込の際に当該入会申込者が決済手段として届けたクレジットカードが、クレジットカード会社により無効扱いとされているとき、申込時において当該クレジットカードの利用が停止されているとき（利用限度額の超過等を含みますがこれに限られません）、または当社が承認したクレジットカード会社のものでないとき、または入会申込者本人の名義ではないとき。</p> <p>(4) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体若しくは関係者、またはその他の反社会的組織に属している者（以下「暴力団員等」といいます）であると認められたとき、または暴力団、暴力団関係団体等の維持、運営に協力若しくは関与し、または暴力団員等と交流している事実が判明したとき。</p> <p>(5) 過去に本約款等、その他貸渡人との契約に違反したことがあるとき。</p> <p>(6) その他貸渡人が会員として不適格と判断したとき。</p>	<p>第5条 (入会)</p> <p>～</p> <p>3. 当社は、入会申込者が以下の各号いずれかに該当する場合は、その者の入会を承認しないことがあります。</p> <p>(1) カーシェアリング車両の運転に必要な運転免許証を有していないとき。</p> <p>(2) 入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記入漏れがあったとき。</p> <p>(3) 入会申込の際に当該入会申込者が決済手段として届けたクレジットカードが、クレジットカード会社により無効扱いとされているとき、申込時において当該クレジットカードの利用が停止されているとき（利用限度額の超過等を含みますがこれに限られません）、または当社が承認したクレジットカード会社のものでないとき、または入会申込者本人の名義ではないとき。</p> <p>(4) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体若しくは関係者、またはその他の反社会的組織に属している者（以下「暴力団員等」といいます）であると認められたとき、または暴力団、暴力団関係団体等の維持、運営に協力若しくは関与し、または暴力団員等と交流している事実が判明したとき。</p> <p>(5) 過去に本約款等、その他貸渡人との契約に違反したことがあるとき。</p> <p>(6) <b>正当な理由なく、一定期間内に入退会を繰り返していることが確認されたとき。</b></p> <p>(7) その他貸渡人が会員として不適格と判断したとき。</p>	<p>入会拒否事由として、短期間に入退会を繰り返す場合を追加しました。</p>
<p>第9条 (会員資格の停止および取消)</p> <p>1. 貸渡人は、会員が以下の各号いずれか一つにでも該当するときは、事前の通知または催告なく、会員資格の停止および取消しを行うことができるものとします。</p> <p>(1) カーシェアリング車両の運転に必要な運転免許資格を喪失したとき。</p> <p>(2) 本約款等に違反したとき。</p> <p>(3) 貸渡人への虚偽の申請があったとき。</p> <p>(4) 本サービス利用料、貸渡人へのその他の金銭債務の履行を遅滞し、または支払を拒否したとき。</p> <p>(5) 第5条第3項各号のいずれかに該当するとき</p> <p>(6) クレジットカード会社により会員の指定したクレジットカードや支払口座の利用が停止されたとき、クレジットカード会社から当社に対し本サービス利用料その他の金銭債務に関する会員への請求を停止するよう要請があったとき、または会員の指定したクレジットカードの与信の不足が確認されたとき。</p> <p>(7) 差押・仮差押・仮処分・強制執行または競売の申立を受けたとき。</p> <p>(8) 破産、民事再生、会社更生もしくは特別清算を申立て、またはこれらの申立を受けたとき。</p> <p>(9) 解散を決議し、または任意整理手続を開始する旨を対外的に公表したとき。</p> <p>(10) 自ら振出し、引受を為し、または保証を行った手形もしくは小切手が不渡りとなったとき。</p> <p>(11) 他の会員または第三者に著しく迷惑を掛ける行為（カーシェアリング車両の車内での喫煙、物品等の放置、カーシェアリング車両の汚損、カーシェアリング車両に備え付けられた備品および貸渡人が貸し出しを行った備品の持ち去り・破壊、無断延長、カーシェアリング車両の乗り捨て、カーシェアリング車両へのペットの同乗等を含みますがこれらに限らない）を行ったと貸渡人が合理的に判断したとき。</p> <p>(12) 酒気帯び運転等の道路交通法により禁じられた態様の運転をしたとき、道路交通法に基づく駐車違反に係る反則金の納付をしないとき、貸渡人が道路交通法第51条の4第4項の放置違反金納付命令に係る同法同条第6項の弁明書を受領したとき、その他法令に違反する行為をしたとき。</p> <p>(13) カーシェアリング車両を用いて、道路運送法第4条に違反する、送迎等サービスを提供し対価として金銭を徴収する行為を行っているとして貸渡人が判断したとき。</p>	<p>第9条 (会員資格の停止および取消)</p> <p>1. 貸渡人は、会員が以下の各号いずれか一つにでも該当するときは、事前の通知または催告なく、会員資格の停止および取消しを行うことができるものとします。</p> <p>(1) カーシェアリング車両の運転に必要な運転免許資格を喪失したとき。</p> <p>(2) 本約款等に違反したとき。</p> <p>(3) 貸渡人への虚偽の申請があったとき。</p> <p>(4) 本サービス利用料、貸渡人へのその他の金銭債務の履行を遅滞し、または支払を拒否したとき。</p> <p>(5) 第5条第3項各号のいずれかに該当するとき</p> <p>(6) クレジットカード会社により会員の指定したクレジットカードや支払口座の利用が停止されたとき、クレジットカード会社から当社に対し本サービス利用料その他の金銭債務に関する会員への請求を停止するよう要請があったとき、または会員の指定したクレジットカードの与信の不足が確認されたとき。</p> <p>(7) 差押・仮差押・仮処分・強制執行または競売の申立を受けたとき。</p> <p>(8) 破産、民事再生、会社更生もしくは特別清算を申立て、またはこれらの申立を受けたとき。</p> <p>(9) 解散を決議し、または任意整理手続を開始する旨を対外的に公表したとき。</p> <p>(10) 自ら振出し、引受を為し、または保証を行った手形もしくは小切手が不渡りとなったとき。</p> <p>(11) 他の会員または第三者に著しく迷惑を掛ける行為（カーシェアリング車両の車内での喫煙、物品等の放置、カーシェアリング車両の汚損、カーシェアリング車両に備え付けられた備品および貸渡人が貸し出しを行った備品の持ち去り・破壊、無断延長、カーシェアリング車両の乗り捨て、カーシェアリング車両へのペットの同乗等を含みますがこれらに限らない）を行ったと貸渡人が合理的に判断したとき。</p> <p>(12) 酒気帯び運転等の道路交通法により禁じられた態様の運転をしたとき、道路交通法に基づく駐車違反に係る反則金の納付をしないとき、貸渡人が道路交通法第51条の4第4項の放置違反金納付命令に係る同法同条第6項の弁明書を受領したとき、その他法令に違反する行為をしたとき。</p> <p>(13) カーシェアリング車両を用いて、道路運送法第4条に違反する、送迎等サービスを提供し対価として金銭を徴収する行為を行っているとして貸渡人が判断したとき。</p>	<p>会員資格停止事由として、短期間に入退会を繰り返す場合を追加しました。</p>

旧表記 (2025年12月1日改定版: v3.9)	新表記 (2026年4月1日改定版: v3.10)	内容
<p>(14) カーシェアリング車両を用いて、違法行為を行った、または、行う可能性がある」と貸渡人が判断したとき。</p> <p>(15) 本サービス中に複数回の事故を起こした場合、悪質性が高いと判断される運転を行った場合等、安全管理上、貸渡人が本サービスを提供すべきでない」と合理的に判断したとき。</p> <p>(16) 行為能力または権利能力を喪失したとき。</p> <p>(17) 第21条の各号に定める禁止行為を行ったとき。</p> <p>(18) その他、本サービスの提供が不相当であると貸渡人が合理的に判断したとき。</p> <p>(19) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体若しくは関係者、またはその他の反社会的組織に属している者（以下「暴力団員等」といいます）であると認められたとき、または暴力団、暴力団関係団体等の維持、運営に協力若しくは関与し、または暴力団員等と交流している事実が判明したとき。</p>	<p>(14) カーシェアリング車両を用いて、違法行為を行った、または、行う可能性がある」と貸渡人が判断したとき。</p> <p>(15) 本サービス中に複数回の事故を起こした場合、悪質性が高いと判断される運転を行った場合等、安全管理上、貸渡人が本サービスを提供すべきでない」と合理的に判断したとき。</p> <p>(16) 行為能力または権利能力を喪失したとき。</p> <p>(17) 第21条の各号に定める禁止行為を行ったとき。</p> <p><b>(18) <u>正当な理由なく、過去一定期間内に入退会を繰り返していることが確認されたとき。</u></b></p> <p>(19) その他、本サービスの提供が不相当であると貸渡人が合理的に判断したとき。</p> <p>(20) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体若しくは関係者、またはその他の反社会的組織に属している者（以下「暴力団員等」といいます）であると認められたとき、または暴力団、暴力団関係団体等の維持、運営に協力若しくは関与し、または暴力団員等と交流している事実が判明したとき。</p>	

別紙貸渡人一覧		別紙貸渡人一覧		内容		
ステーションの所在地	貸渡人	ステーションの所在地	貸渡人			
愛知県名古屋守山区瀬古	有限会社柴山商店	愛知県名古屋守山区瀬古	有限会社柴山商店	神奈川県足柄上群松田町、神奈川県足柄下郡真鶴町、神奈川県足柄下郡湯河原町、神奈川県小田原市、東京都目黒区青葉台、東京都台東区蔵前、長崎県壱岐市芦辺町、長崎県壱岐市郷ノ浦、東京都渋谷区神宮前、東京都新宿区北新宿の貸渡し人が変更になりました。		
愛知県名古屋北区上飯田北町		愛知県名古屋北区上飯田北町				
愛知県名古屋緑区鳴海町	株式会社トラストエージェンシー	愛知県名古屋緑区鳴海町	株式会社トラストエージェンシー			
愛知県名古屋港区東海通	ユメヤ株式会社	愛知県名古屋港区東海通	ユメヤ株式会社			
青森県八戸市北白山台	株式会社小坂工務店	青森県八戸市北白山台	株式会社小坂工務店			
青森県三沢市下久保					青森県三沢市下久保	
青森県三沢市東町					青森県三沢市東町	
青森県三沢市南町					青森県三沢市南町	
青森県三沢市中央町					青森県三沢市中央町	
青森県三沢市幸町					青森県三沢市幸町	
香川県高松市一宮町	大豊産業株式会社	香川県高松市一宮町	大豊産業株式会社			
香川県高松市サンポート					香川県高松市サンポート	
香川県高松市西の丸町					香川県高松市西の丸町	
香川県高松市屋島西町					香川県高松市屋島西町	
香川県高松市寿町					香川県高松市寿町	
東京都台東区元浅草					東京都渋谷区神宮前	
三重県四日市市					東京都新宿区北新宿	
神奈川足柄上郡開成町	小田原紙器工業株式会社	東京都台東区元浅草				
神奈川足柄下郡箱根町二ノ平	シティオートリース株式会社	三重県四日市市				
埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷三丁目	JA三井リースオート株式会社	神奈川足柄上郡松田町	株式会社バンクレンタカー			
埼玉県入間市上藤沢	入間ガス株式会社	神奈川足柄下郡真鶴町				
埼玉県入間市下藤沢			神奈川足柄下郡湯河原町			
埼玉県入間市豊岡			神奈川小田原市			
埼玉県入間市扇台			東京都目黒区青葉台			
埼玉県入間市河原町			東京都台東区蔵前			
埼玉県入間市野田			神奈川足柄上郡開成町		小田原紙器工業株式会社	
東京都青梅市長淵			神奈川足柄下郡箱根町二ノ平		シティオートリース株式会社	
千葉県松戸市根本		株式会社湯浅	埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷三丁目		JA三井リースオート株式会社	
千葉県八千代市緑が丘西		大東建託パートナーズ株式会社	埼玉県入間市上藤沢		入間ガス株式会社	
東京都板橋区氷川町		平岩石油販売株式会社	埼玉県入間市下藤沢			
東京都板橋区小豆沢			埼玉県入間市豊岡			
東京都練馬区豊玉中三丁目			埼玉県入間市扇台			
東京都多摩市関戸	京王自動車株式会社	埼玉県入間市河原町				
東京都八丈島八丈町	凜桜堂株式会社	埼玉県入間市野田				
栃木県宇都宮市東宿郷	藤井産業株式会社	東京都青梅市長淵				
長崎県壱岐市芦辺町	クロスモバイル株式会社	千葉県松戸市根本	株式会社湯浅			
長崎県壱岐市郷ノ浦			千葉県八千代市緑が丘西	大東建託パートナーズ株式会社		
長野県塩尻市大門一番町	一般財団法人塩尻市振興公社	東京都板橋区氷川町	平岩石油販売株式会社			
長野県松本市丸の内	信光石油株式会社	東京都板橋区小豆沢				
福島県白河市郭内	公益財団法人白河観光物産協会	東京都練馬区豊玉中三丁目				
福島県伊達市保原町	若松ガス株式会社	東京都多摩市関戸	京王自動車株式会社			
北海道釧路市錦町	釧路ガス株式会社	東京都八丈島八丈町	凜桜堂株式会社			
上記以外の所在地	株式会社 REXEV	栃木県宇都宮市東宿郷	藤井産業株式会社			
		長野県塩尻市大門一番町	一般財団法人塩尻市振興公社			
		長野県松本市丸の内	信光石油株式会社			
		福島県白河市郭内	公益財団法人白河観光物産協会			
		福島県伊達市保原町	若松ガス株式会社			
		北海道釧路市錦町	釧路ガス株式会社			
		上記以外の所在地	株式会社 REXEV			